公共放送と受信料制度の在り方に関する 論点整理(案)

公共放送の在り方に関する検討分科会 事務局

目次

)受信料			_																								
通信•	放送隔	快合時	代に同	句け	たら	受信	料	制度	つ	今	後	のi	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• F	°5
	制度の																											
論点①):受信	料を	担うす		び	<u> </u>	きのる	在り	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• F	P10
):受信																											
):受信																											
論点④):繰起	剩余	金の多	受信	料~	\O_)還	元制	度	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• F	28
その他	也の論点	i (1):	中間担	寺株	会社	土伟]度	の導	入	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• F	235
その他	位の論点	ī2:	NH	Κと	民間	引放	送	事業	者	لح	の <u>:</u>	連	携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• F	P41

現状

- 受信契約は2019年度には4,212万件(衛星契約2,224万件)に達し、受信料の支払率は2010年度には71%であったところ、2019年度には83%と近年改善傾向にある。2020年度第1四半期業務報告によれば、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、全国的に訪問活動を停止したこと等により、受信契約数が、4,194万件(衛星契約2,217万件)に減少している。
- 2019年度には、営業経費として759億円を支出しており、うち394億円は未契約者対応等に要している。受信料収入に占める営業経費の割合(営業経費率)は、諸外国に比して高止まりしており、2019年度には10.6%となっている。
- 衛星契約数は2009年度には1,456万件であったところ、2019年度には2,224万件と増加している。 また、衛星契約の受信料額のうち衛星付加受信料は、1989年度の衛星放送導入時の930円(税込)が、 2020年10月現在で945円(税込)となっている。
- 衛星放送については、衛星放送を受信し得る共有アンテナを備えた集合住宅への入居などの住環境の変化により、受信設備の一部(アンテナ等)の設置に関与していないにも関わらず衛星契約の対象となってしまう問題が指摘されている。(いわゆる「受動受信」)

課題

- 受信料支払率は近年改善傾向にあるものの、現状では80%強と諸外国と比べ低い上、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、訪問営業の抑制による契約数への影響が生じており、当面、未契約者の大幅な減少は想定しにくい状況となっており、現に受信料を支払っている者にとっては不公平となっているのではないか。
- 現行の受信料制度の下、訪問等により転居の有無や受信設備の設置等を確認し受信契約を締結する 必要があることが、諸外国に比して営業経費の高止まりにつながっているのではないか。
- 〇 衛星契約数が増加しつつある一方で、2020年10月には受信料が引下げられたものの、**衛星付加受信** 料の額は950円程度(税込)のままであり、割高感につながっているのではないか。

- 第7回資料7-2 1. 現行の受信料制度の課題
- ⑧ 今後の衛星付加受信料の在り方については、現時点においてどのような方向で検討しているのか。

衛星付加受信料も含めた受信料制度の在り方については、保有するメディア全体(地上波・衛星波・インターネット)の状況を踏まえて検討すべき課題であると考えている。有識者の専門的な知見などを得ながら、引き続き研究を進めて、NHKとしての考え方を整理してまいりたい。

一般社団法人日本民間放送連盟からの意見

- 第8回資料8-2-1 「NHK経営計画(2021-2023年度)(案)に対する意見」 抜粋
- さまざまな動画配信サービスが普及する環境下において、衛星契約を含めた現行の受信料水準は、特に収入 の少ない若年層にとっては過重な負担ではないかということです。

一般社団法人日本新聞協会からの意見

- 第8回資料8-3 「NHK経営計画(2021-2023 年度) (案) に対する意見」 抜粋
- 日本の受信料制度は受信機の設置にひもづいて契約義務が生じるが、支払い義務が明文化されていない影響もあり、受信料を支払わずに視聴する「フリーライダー」の存在や、集合住宅などで契約の意図がないのに衛星放送を受信してしまう「受動受信」などの問題点が指摘されている。
- こうした状況を踏まえつつ、受信料改革=受信料水準の見直しは、短期と中期に分けて進める必要があると考える。短期的な改革は不公平感の是正、例えば総括原価方式にもかかわらず地上契約とほぼ同額を徴収している衛星契約の見直しである。前述した業務範囲の抜本見直しと併せれば、受信料水準がより低廉になる可能性がある。

一般社団法人衛星放送協会からの意見

- 第8回資料8-4 一般社団法人衛星放送協会 説明資料 抜粋
- 受信料の検討は、必要と考えるが国民の負担の増加につながらないことが前提と考える。

第2章 受信料

(1) 受信料の水準と在り方

イ. 課題

受信料の水準は、一層の合理化・効率化に取り組んだ上で必要となる事業規模に見合う形で、適正に算定することが必要であると考えられる。

特に衛星付加受信料の在り方については、NHKが令和2年度中に策定予定の衛星波を現在の4波から3波に整理・削減する案を踏まえつつ、見直しを検討することが必要であると考えられる。その際には、いわゆる「受動受信」問題の影響を考慮することも必要であると考えられる。

また、人口減や若者のテレビ離れや有料の動画配信サービスの成長を含む視聴環境及び視聴形態の変化などを見据えた事業構造の見直しに対応した受信料の体系及び水準の見直しを具体化することについて、検討することも必要であると考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

中期経営計画においては、第1章1(2)で述べた必要な事業規模に加え、繰越金の使用見通しを 明らかとした上で、受信料の水準及び体系を明らかとすることが期待される。

また、令和2年度中に策定される衛星波の整理・削減に向けた案を踏まえ、削減時期及び方法並びに事業支出の見通しを明らかとしつつ、今後の衛星付加受信料の在り方について、検討することが期待される。

さらには、世帯数の減少やテレビ保有率の低下といった環境変化による将来的な受信料収入への 影響について見通しを明らかとし、中長期的な事業構造と受信料の水準及び体系を含む在り方を、 経営委員会も含めて前広に具体的な検討をすることが期待される。

現状

- テレビ世帯保有率は、2010年から2020年の10年間で98.8%から93.8%までに減少。また、各メディアの平均利用時間調査において、10代・20代では、3割超がテレビをリアルタイムで視聴しておらず、平日のインターネット利用時間がテレビ視聴時間を上回っている。
- インターネット活用業務の提供にあたっては、放送法第20条第10項第3号において、提供条件が、 受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとならないことを求めている。
- NHKは、総合テレビ及びEテレの放送番組の同時配信及び見逃し番組をスマートフォン、タブレットやパソコンなどの端末を通じて提供する「NHKプラス」の提供を開始しているが、同サービスは受信契約を締結している契約者(事業所を除く)しか登録できず、受信設備を設置していない者については、同時配信では画面上に受信契約を確認するためのメッセージが表示され見逃し番組配信は利用できないこととなっている。また、有料インターネット配信業務(NHKオンデマンド)も実施。
- 2020年7月末時点では、「NHKプラス」のID登録完了数は約70万件、「NHKオンデマンド」の 登録会員数は約282万人となっている。

課題

- テレビ保有世帯は減少傾向にあり、特に若年層においてテレビへの接触率が低下しているなど、いわゆる「テレビ離れ」が今後更に進むことが予想される中、現在の同時配信等サービスは、受信設備を設置した者しか登録できないため、「テレビ離れ」に対する対応としては限界があることから、受信設備を設置していない者も利用可能とすることも含めて検討することが必要ではないか。その場合には、受信料制度との関係についても整理が必要ではないか。
- また、視聴形態が多様化し、スマートフォンやタブレット、パソコンを通じた視聴等、パーソナライズされた視聴の増加が見込まれるとともに、新型コロナ感染拡大の影響に伴うライフスタイルの変化の中で、**受信料の徴収を「世帯」単位**としていることや**受信料徴収方法**についても検討が必要ではないか。

- 第7回資料7-2 2. 通信・放送融合時代に向けた受信料制度の今後の課題
- ② テレビ保有世帯の減少や若者のテレビ接触率の低下など、いわゆる「テレビ離れ」が今後更に進展することが予想される中、「NHKプラス」や「NHKオンデマンド」等のインターネットを通じた情報提供等により、NHKにおいてもテレビや公共放送の視聴をしない層にも伝達する努力が必要と考えられる。NHKとして、テレビを現在視聴していないあるいはNHKプラス等を利用していない層が、インターネット上で様々な動画配信サービスがある中で、NHKによるインターネット配信に関心を持つようにするために、インターネット業務の内容をどのようなものとすることが考えられるかについての展望があれば、現在の制度的条件にとらわれず、提示していただきたい。

放送と通信の融合が進む中において、テレビを持たない方に対して、公共性の高い情報やコンテンツを届けていくことは、NHKが信頼される「情報の社会的基盤」という役割を果たしていく上で、重要な課題だと考えている。メディア環境の変化により、視聴者のコンテンツの視聴方法は多様化しており、時間や場所を選ばずに、最適な形態でサービスを提供するため、TVerも含め、インターネット上のさまざまなプラットフォームを介して、NHKのコンテンツに触れていただける機会を増やしていきたいと考えている。

5 Gの普及などによる受信環境の高度化や視聴者のニーズをみながら、インターネット 活用業務を視聴者のみなさまに関心を持っていただけるよう、より魅力的なサービスとし て充実させていく必要があると考えている。

- 第7回資料7-2 2. 通信・放送融合時代に向けた受信料制度の今後の課題
- ⑦ 受信規約においては、受信機を設置した者を契約者として、世帯(「住居および生計を ともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者」)単位ごとに 契約を行うものとされているところ、家族の在り方や居住形態は多様化している中で、 世帯を徴収単位とすることについて、現在及び将来の課題があると考えているか。

世帯を単位として受信契約のお手続きをいただくことについて、現在の営業活動において大きく課題となるようなことはないと考えているが、例えば、シェアハウスなど同一住居に別生計の方とお住まいの方から受信契約のお手続きをいただく場合には、受信機の設置状況等についてより丁寧に確認、説明するよう努めている。他方、家族のあり方や居住形態、視聴環境等がこれまで以上に早いスピードで多様化していることも承知しており、社会的納得性の高い契約単位のあり方について、実効性のある営業活動が持続的に担保できるかという観点も踏まえ、引き続き検討すべき課題であると認識している。

第1章 業務

- (3)インターネット活用業務
 - ③ 受信機を持たない視聴希望者等への対応

イ. 課題

受信設備を有しておらず、受信契約を締結する対象とならない者や事業所等について、 同時配信や見逃し番組配信の視聴ニーズを踏まえつつ、受信料制度の趣旨や提供に要する 費用も勘案した上で、今後の提供の在り方を検討することが必要であると考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

受信機を持たない者等、現在、「NHKプラス」の提供対象となっていない者への同時配信・見逃し番組配信サービス提供については、「NHKプラス」や「NHKオンデマンド」の普及状況や評価に加え、提供対象となっていない者のニーズについても評価し、十分なニーズが認められると判断される場合には、受信料制度の趣旨や提供に要する費用も勘案した上で、検討することが期待される。

- 〇 受信料制度については、「負担の公平性」「営業費用」「受信料水準」が課題となっている。
- また、インターネットを通じたコンテンツの視聴など視聴形態が多様化し、「テレビ離れ」が 進む中、受信設備に着目した制度の在り方が今後の課題となることが見込まれる。
- 〇 こうした受信料制度の在り方については、以下の表の論点が考えられる。
- 〇 また、「受信料制度の在り方」については、 「業務のなりす」と較く的な農田会長のなります

「業務の在り方」と整合的な費用負担の在り方を検討するとともに、

- ・受信料の水準及び体系
- ・支払率向上による負担の公平性

に関して負担者となる国民・視聴者の納得感を得ることが重要と考えられる。

論点	項目
①平信型ナヤニギルバ	(i) 受信設備設置者(現行制度)
①受信料を担う者及び 業務の在り方	(ii) 受信設備設置者+同時配信等サービス利用者(英国型)
未初の江り 力	(iii) 全世帯・事業所(受信設備に無関係) (独国型)
	(i) 受信契約締結義務(現行制度)
②受信料の対象者に関する 情報の取得制度	(ii) 受信設備設置の通知及び不払い対策強化
	(iii)居住者情報取得制度
③受信料の負担者の義務の	(i) 受信契約締結義務
在り方	(ii)支払義務の明確化
④繰越剰余金の受信料への 還元制度	繰越剰余金の受信料への還元制度

受信設備設置者 (現行制度)

受信設備設置者+ 同時配信等サービス利用者 (英国型) 全世帯・事業所 (受信設備に無関係) (独国型)

○受信設備の設置の有無に

者を対象

〇受信設備(テレビ)を設置した 者を対象 〇受信設備を設置した者に加え、 インターネット同時配信等を 利用可能とした者も対象

関わらず、全ての世帯・事業所 が対象

不要化も可能

〇インターネット活用業務は任意 業務 〇インターネット活用業務は本来 業務 〇インターネット活用業務は本来 業務

○受信設備の設置確認が不要と

なり手続が簡素化し、訪問の

利点

で視聴する実態と整合的 ○インターネット同時配信等の 提供を柔軟に行うことにより、

○ 現 段 階 で は 多くの 国 民・

視聴者が、公共放送をテレビ

フィンダーネット向時配信等の 提供を柔軟に行うことにより、 <u>インターネットを通じたNHK</u> <u>番組視聴の普及拡大は可能</u> 視聴を希望する者の選択による ことが可能○インターネット同時配信等の

〇インターネット同時配信等の

〇インターネット同時配信等の アプリ導入等で視聴可能な者の 把握は比較的容易

留意点

○将来的に、<u>インターネットを</u> 通じた視聴が普及すると <u>不整合</u>となる可能性

〇受信設備の設置確認が必要 であり、<u>営業費用の効率化に</u> 限界 〇インターネットを通じたNHK 番組視聴が普及の初期段階で あり、受信料支払いの対象とす ることにより、<u>普及拡大を阻害</u> するおそれ

〇受信設備の設置確認が必要で あり、営業費用の効率化に 〇インターネットを通じたNHK 番組視聴が普及の初期段階で あり、現段階では、<u>視聴実態と</u> <u>不整合</u>

○郵送手続を基本として訪問を 不要とすることにより、全世帯・ 事業所の住所等把握手段が 必要

- 第7回資料7-2 2. 通信・放送融合時代に向けた受信料制度の今後の課題
- ② テレビ保有世帯の減少や若者のテレビ接触率の低下など、いわゆる「テレビ離れ」が今後更に進展することが予想される中、「NHKプラス」や「NHKオンデマンド」等のインターネットを通じた情報提供等により、NHKにおいてもテレビや公共放送の視聴をしない層にも伝達する努力が必要と考えられる。NHKとして、テレビを現在視聴していないあるいはNHKプラス等を利用していない層が、インターネット上で様々な動画配信サービスがある中で、NHKによるインターネット配信に関心を持つようにするために、インターネット業務の内容をどのようなものとすることが考えられるかについての展望があれば、現在の制度的条件にとらわれず、提示していただきたい。

放送と通信の融合が進む中において、テレビを持たない方に対して、公共性の高い情報やコンテンツを届けていくことは、NHKが信頼される「情報の社会的基盤」という役割を果たしていく上で、重要な課題だと考えている。メディア環境の変化により、視聴者のコンテンツの視聴方法は多様化しており、時間や場所を選ばずに、最適な形態でサービスを提供するため、TVerも含め、インターネット上のさまざまなプラットフォームを介して、NHKのコンテンツに触れていただける機会を増やしていきたいと考えている。

5 Gの普及などによる受信環境の高度化や視聴者のニーズをみながら、インターネット 活用業務を視聴者のみなさまに関心を持っていただけるよう、より魅力的なサービスとし て充実させていく必要があると考えている。

(当資料p. 5 再揭)

- 第7回資料7-2 2. 通信・放送融合時代に向けた受信料制度の今後の課題
- ③ 今後のインターネット配信に関する制度の在り方及び受信料制度の在り方について、どのような姿が 望ましいと考えているのか。

(略)テレビを持たない方に対して公共性の高い情報やコンテンツをお届けしていくことは、重要な課題だと受け止めている。今後、放送と通信の融合時代における「情報の社会的基盤」の在り方についての議論・検討がなされるなかで、インターネット活用業務の放送法上の位置づけや費用負担の在り方について検討されることが望ましいと考える。

- 第7回資料7-2 2. 通信・放送融合時代に向けた受信料制度の今後の課題
- ④ NHKのインターネット活用業務については、放送法第 20 条第 10 項において、受信料制度の趣旨 に照らして不適切でないこと等が求められているが、(略)今後の実施にあたって、見直しが必要と考える事項はあるか。

放送と通信の融合が進み、メディア環境が大きく変化する中にあって、視聴者・国民のみなさまから 求められる新しい「NHKらしさ」を発揮する手段として、インターネットを適切に活用することは重 要だと考えている。インターネット活用業務により、サービス 提供範囲を際限なく拡大する意図はな く、多様で質の高い「NHKらしい」コンテンツを、合理的なコストにより最適な媒体(地上波・衛星 波・インターネット)で提供することで、NHKに求められる「情報の社会的基盤」の役割を果たして まいりたい。(略)

公共放送の財源制度については、日本では民放との二元体制のもと、受信設備の設置者に負担を求める受信料制度が一定の理解を得ていると考えているが、いずれにしても、視聴者・国民の理解を得ることが大前提だと考えている。NHKとしても、財政面の自主自律が確保されることを前提に、海外の公共放送の事例や有識者の専門的な知見などを得つつ、引き続き研究を進めてまいりたい。(略)

一般社団法人日本民間放送連盟からの意見

- 第8回資料8-2-2 「NHK経営計画(2021-2023年度) (案) に対する意見」抜粋
- NHK受信料をめぐる2017年12月6日の最高裁判決は、放送法の目的を充足するため「公共放送事業者と民間放送事業者とが、各々その長所を発揮するとともに、互いに他を啓もうし、各々その欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受することができるように図るべく、二本立ての体制を採ることにした」と判示しています。この判決は、公共放送NHKと民間放送が放送波という同じプラットフォームを用いることにより、国民全体の福祉に奉仕している姿を描いていると、私どもは考えています。
- NHKは特殊法人である以上、民間事業者が収支を勘案しながら市場競争を行っている 分野で業務を展開する際は、常に民業を圧迫するリスクをはらむことを意識する必要があり ます。その最たる例であるインターネット分野でどのような役割を果たそうとするのか、 NHKは速やかに自らの考え方を明らかにすべきです。そのうえで、国民・視聴者の公平 負担のあり方、言論・情報流通の多様性への影響をはじめ、多角的な観点から国民的議論が 行われるべきと考えます。
- 放送を支えるための受信料財源をインターネット活用業務に安易に注ぎ込むことは、 国民・視聴者の受信料負担に対する不公平感の増大にもつながりかねません。インター ネット活用業務実施費用を抑制的に管理する方法について具体的に記載し、速やかに実行に 移すべきと考えます。

一般社団法人日本新聞協会からの意見

- 第8回資料8-3 「NHK経営計画(2021-2023年度) (案)に対する意見」抜粋
- 中期的な改革は、より公平で低廉な受信料制度への移行である。総務省の有識者会議では、受信機の保有やアプリのダウンロードに依拠する「英国型」や、全ての世帯・事業所から徴収する「ドイツ型」などが討議されているが、視聴者・国民目線で新制度を作り上げるには、国会をはじめ、より広い議論に付す必要がある。

一般社団法人衛星放送協会からの意見

- 第8回資料8-4 一般社団法人衛星放送協会ご説明資料 抜粋
- 著作権等の権利処理に関し、現状では多くの課題があるのが実態。当該権利処理の問題 解決、簡素化等に向けてNHKには先導的役割と知見の開示、共有を期待。
- 国民が、放送のインターネット同時再送信を期待している状況から考えれば、理想的には、現状の全ての放送(民間放送・有料放送)の同時再送信が可能になることが望まれる。 NHKが中心となってこの問題に取り組んでいただきたい。

	受信契約締結義務 (現行制度)	受信設備設置通知 及び不払い対策強化	居住者情報取得制度
考え方	〇受信設備を設置した者は契約 締結義務を負い、締結後に受信 料を支払う契約上の義務を負う	〇受信設備を設置した場合の 通知を制度化〇未通知に対する民事的担保 措置の適用など不払い対策を 強化	〇公益企業・自治体から、居住者 情報の取得を可能とする
利点	○ <mark>受信設備設置者の理解</mark> を得て、 その負担により支えられるとの 理念	○契約率の向上につながり、負担 の公平性がより確保される 可能性○受信料負担対象者のみが義務 を負い、現行制度に比べ、実質 的な追加負担にはならない	〇受信設備設置の確認について、 訪問の前に郵送手続を先行 させることにより <u>営業経費</u> の削減の可能性
留意点	○受信設備設置者のうち約2割が 未契約であり、受信設備設置者 間における負担の公平性確保 に課題がある ○実態として訪問活動による受信 機設置の確認が必要であり 営業費用の効率化に限界	〇未通知の者にも訪問による 受信設備設置の確認は必要 であり、営業費用の効率化は 限定的 ※既に契約されている者は通知 不要とすることが適当	○受信料負担対象者以外を含む 広範な情報取得制度であり、 必要性に比べ権利侵害の程度 が大きいおそれ○未回答の場合、訪問による受信 設備設置の確認は必要であり、 営業費用の効率化は限定的

論点②:受信料の対象者に関する情報の取得制度

構成員からの指摘事項

(第9回)

- 居住者情報の取得について、法令に定めることは正道であるが、公益に適うものとして、必要かつ相当な ものであることが求められる。また、その結果として具体的に何ができるのかを考えていく必要がある。 (宍戸構成員)
- 居住者情報の取得については、居住情報の保有者から、意に反して第三者提供されないことが基本であり、 同意をもととすべきだが、1300万世帯であれば理解は得にくい。同意取得には、NHKの業務に対する理解 が必要。(大谷構成員)
- 契約対象者以外の居住情報までを吸い上げるのは国民感情としては難しい。仮に、受信機設置の届出義務 が担保措置を伴って導入されれば、居住者情報の取得制度までは必要ないのではないか。 (林構成員)
- 現在の契約締結義務と設置申告義務の関係性はどう考えるのか。設置の申告後、(現行の契約締結義務に 代えて)支払義務に直結させるのであれば、より厳格にできるのではないか。(多賀谷分科会長)

ヒアリングでのNHK回答

(第9回)

- (取得の対象となる)居住者情報を保有しているところとして公的機関も民間も考えられる。現在 未契約等の1300万世帯の転居先などの情報を頂きたいという趣旨。
- 受信機設置の届出義務を導入するだけで大きく変わると考えている。訪問営業が無くなることはない と思うが、居住者情報等によって、ピンポイントで訪問できるようになれば、営業経費は下がると 考えている。受信機設置の届出義務は是非導入していただきたい。
- 受信機を設置したかどうかはNHKにはわからない。設置した方が届出をしていただくと、より スムーズに契約頂け、営業活動もやりやすくなる。支払いを義務化すると言うことまでは求めて いるわけではない。

- 第7回資料7-2 1. 現行の受信料制度の課題
- ④ 現状、訪問等により転居の有無や受信設備の設置等を確認していることが、営業経費が 高止まりしている要因の一つと考えられるが、仮に担保措置を伴う受信設備の設置申告 義務を導入した場合、支払率の向上がどの程度見込まれると考えているか。

現状は、視聴者からの新規契約のお申し出が限定的なため、NHKから訪問等により 転居の有無や受信設備の設置を確認し、契約締結を求める活動が必要となっている。

仮に担保措置を伴う受信設備の設置申告義務が導入される場合、制度の詳細設計により、 効果は大きく左右されると考えられるが、未契約の方の居住情報が相当程度得られる仕組 みと同時に導入されれば、

- ▼まず、現状の訪問活動にかかっている経費が大幅に削減できるものと考える
- ▼そのうえで、海外の制度と同様に一定の強制力を伴う通知等を最終的に行うことができれば、支払率(契約率*)の向上に寄与するものと考えている。

なお、こうした制度の検討は、経費削減、支払率(契約率*)向上の観点だけに留まらず、 視聴者のみなさまから求められている、訪問によらない営業活動を徹底していくという 観点からも重要であると考えている(現下のコロナ禍では、さらに必要である)。

* この制度は、未契約の方が契約締結に応じていただくことによる契約率の向上に大きな効果がある と考える。

第7回資料7-2 1. 現行の受信料制度の課題

⑤ 外部の公益事業者等から支払者の居住情報等を取得することについて、具体的にどのような者のどのような情報を取得することを想定しているのか。また、それによる支払率の向上の効果をどの程度見込んでいるのか。

現在多くの経費をかけている、受信契約が確認できない家屋の居住情報が相当程度得られることを目的として考えている。制度の詳細設計により、効果は大きく左右されると考えられるが、具体的にどの事業者というよりは、網羅的に居住情報を得られる仕組みであることが経費削減、支払率(契約率)向上に必須であると考えている。

こうした制度の検討は、経費削減、支払率(契約率)向上の観点だけに留まらず、視聴者のみなさまから求められている、訪問によらない営業活動を徹底していくという観点からも重要であると考えている(現下のコロナ禍では、さらに必要である)。

- 第7回資料7-2 1. 現行の受信料制度の課題
- ⑥ 公益事業者等に受信料の徴収業務を委託することにより、営業経費が一定程度効率化される可能性もあると考えられるが、過去に公益事業者等への委託を検討したことがあるか。 検討した場合、検討結果はどのようなものであるか。

公益事業者等に受信料の収納や受信契約に関する手続きを委託することは、手続きのワンストップ化による視聴者の利便性向上と営業活動の効率化につながるものと考えている。このため、NHKではこれまでも、各種公益事業者等に受信料の契約・収納業務の委託について働きかけてきたが、公益事業者等の利用者に選択の余地がない一括収納や一括手続きの仕組みは、個人情報保護法や各種事業法等の課題もあり、実現には至っていない。

(公益事業者等への業務委託例)

- ・NTTファイナンスによる電話料金等との一括収納
- ・ガス・電気事業者による住所変更手続き

- 第7回資料7-2 1. 現行の受信料制度の課題
- ⑦ 仮に受信機未設置の申告が無い限り原則として徴収対象とする制度とし、外部情報に基づき郵送等で受信機設置の状況の変更がないかを定期的に確認する仕組みとする場合、必ずしも訪問を要しない仕組みとなることが想定されるが、その場合の営業経費や支払率への影響をどのように評価するか。

この制度は、制度の詳細設計により、効果は大きく左右されると考えられる。具体的には、

- ▼現在訪問活動に要している経費は、原則不要となる(様々な機会を通じてもなおご理解いただけない方に対する訪問対応に限り実施)
- ▼支払率(契約率)については、海外の公共放送とは異なるものの、対象を確定しての効率的な活動が可能となる

ため、ある一定の向上が見込めるものと考えている。

こうした制度の検討は、経費削減、支払率(契約率)向上の観点だけに留まらず、視聴者のみなさまから求められている、訪問によらない営業活動を徹底していくという観点からも重要であると考えている(現下のコロナ禍では、さらに必要である)。

一般社団法人日本民間放送連盟からの意見

- 第8回資料8-2-1 「公共放送の在り方に関する検討分科会」抜粋
- 「担保措置を伴う受信設備の設置申告義務の導入」は、受信料の支払率向上や営業経費 の削減という個別の課題に部分的に対処する観点からは一つの考え方であるかもしれない が、一層の「テレビ離れ」を誘発しかねない点で懸念が大きい。

ヒアリング後の書面回答

- (一般社団法人日本新聞協会)
- 新聞協会加盟各社の戸別訪問は、民間企業による新規契約の獲得や購読料受領のための業務であり、NHKの受信料徴収業務と並べて考えるべきものではないとの前提で意見を述べます。 受信料の公平負担の見地から徴収率を高めることは重要です。
 - 一方、NHKは未だ三位一体改革の道筋を明らかにせず、公共放送として担うべき役割について視聴者・国民の理解が十分得られているとは言えない状況にあります。このような中、受信料の徴収に際し、支払者や未契約者の居住情報等の取得を可とする制度や担保措置を伴う受信設備の設置申告義務を課す制度を導入することについては、慎重な議論が必要であると考えます。制度設計次第では、テレビ受信機の設置自体を忌避する動きを招き、結果として言論の多様性を損なうことにもつながりかねません。受信料徴収の効率性や徴収率の観点だけでなく、幅広い視野に立った議論が欠かせないと考えます。

NHKが今後も自主自律のもと、公共放送としての役割を担っていくのであれば、まずは自身の改革によって視聴者・国民の理解を得ることにより、支払率向上と不公平感の是正、営業経費削減を目指すことが必要ではないでしょうか。

(参考)各国における受信料等の支払対象者の把握方法

	イギリス	ドイツ	フランス	韓国	日本						
受信機設置等	○ 受信機設置を申告 (通信法363 条1 項 及び365 条1 項)	○ 住居等の占有は 30日以内に申告	○ 税金申告期限に受信機 未設置者が申告 (租税一般法典1605条)	〇 受信機設置 30日以内に 申告 (放送法64条)	△ 受信設備を設置 した者は契約 (放送法64条1項)						
担保措置	〇 1000ポンド以下の 罰金 罰金未納の場合、 訴追により刑務所収監	<mark>○</mark> 1000ユーロ以下の過料 (1か月以上未届け)	<mark>○</mark> 150ユーロの罰金	〇 最大受信料 1年分相当の 追徴金	×						
その他の情報の収集	 郵便局の住所情報、 その他商用データの でである。 ・令状を受け、警察動官 ではいの立入等が可能 ・違反行為を捕捉する ではいる。 ・違いの立入等が可能 ・ないの立入等が可能 ・ないのでは、 <l< th=""><th> 住民登録情報(死亡・転居等情報含む)を利用 住民登録局、商業登記簿、 営業登記簿、土地登記局等の公共機関の情報、 アドレス販売業者等の 非公共機関の情報の利用が可能 (放送負担金州間協定11条 4項) </th><th> 住居税支払者情報等を利用 ・受信機の販売者等には、購入日・購入者情報のの30日以内の送付義務 ・ケーブル・衛星等有料、じ、税務当局の求めに応務がある情報の提出義務 </th><th>・電気料金 支払者情報 を利用</th><th> ・訪問員が個別に 巡回訪問し、居住の設備の設備の設備の設備の設備の設備の設備を確認 ・衛星放送の場合に 選上ので表示 ・住民票除票の請求を の活用 </th></l<>	 住民登録情報(死亡・転居等情報含む)を利用 住民登録局、商業登記簿、 営業登記簿、土地登記局等の公共機関の情報、 アドレス販売業者等の 非公共機関の情報の利用が可能 (放送負担金州間協定11条 4項) 	 住居税支払者情報等を利用 ・受信機の販売者等には、購入日・購入者情報のの30日以内の送付義務 ・ケーブル・衛星等有料、じ、税務当局の求めに応務がある情報の提出義務 	・電気料金 支払者情報 を利用	 ・訪問員が個別に 巡回訪問し、居住の設備の設備の設備の設備の設備の設備の設備を確認 ・衛星放送の場合に 選上ので表示 ・住民票除票の請求を の活用 						

(第4回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料4-3を一部修正)

受信契約締結義務

支払義務の明確化

考え方

○受信設備を設置した者は契約締結義務を負い、締結後に受信料を支払う契約上の義務を負う

〇受信設備を設置した者は受信料を支払うべき 私法上の義務を負う旨を明確化

利点

○<u>受信設備設置者の理解</u>を得て、その負担により 支えられるとの理念

- ○<u>公共放送を受信設備を設置した者全体で支える</u>と の趣旨を明確化
- 〇受信料支払いに対する意識が向上し、<u>負担の</u> 公平性がより確保される可能性

留意点

〇受信設備設置者のうち約2割が未契約と見込まれ、受信設備設置者間における<u>負担の公平性</u> 確保に課題がある 〇公共放送が視聴者全体の負担により支えられる ものであることについて、<u>より説明責任を果たす</u> ことが必要

受信設備 設置の 通知義務 との関係

- ○契約締結に基づき義務が発生するため、<u>契約を締結しない者</u>には受信設備設置の通知をしない場合の民事的担保が適用できない
- ○受信設備を設置した者に、<u>契約締結に加え、</u> 通知を併せて求めることとなる
- 〇受信設備を設置した段階で義務を負う構成は、 未通知の場合に<u>民事的担保措置</u>を適用可能と することと<u>整合的</u>
- ○通知により受信設備を設置した者が明らかとなり、 <u>支払率の向上につながることが期待</u>される

現行制度

N HKと**契約をしなけ** テレビ受信機を設置 **ればならない** 追した者は、

契約しなければ NHKは設置者に 支払が請求できない



ペナルティの支払を

請求することも不可能

契約締結義務にとどまる限り、 契約を締結していない者が通知しない場合、 NHKはペナルティを課すことができない

NHK要望

受信設備を設置

た者は

Kに通知

ればならな

61

【設置通知義務】

不払対策の 強化規定 N

免れ HKに受信料を支払わなければならな た者に対する**割増金制度**の未通知等により不法に支払 受信設備を設置 た者は 法を 制 化

NHKは設置者に 支払を請求できる 設置通知義務 担保あり 通知しない場合にも ペナルティの支払を 請求できる

NHK要望

HKに通知しなければならな 受信設備を設置

た者は

【設置通知義務】

通知しないことにより 不法に支払を免れた者に割増金を課すことで、 NHKはペナルティを課すことができる

○「臨時放送関係法制調査会」答申(1964年9月)

「**国家機関ではない**独特の法人として設けられた**NHKに徴収権**が認められたところの、 その**維持運営のための**「受信料」という名の**特殊な負担金**と解すべき」

○ 内閣法制局長官答弁(1980年3月17日 参·予算委)

「公共的放送をNHKの業務として行わせるための**一種の国民**的な**負担**として受信料を とらえているわけであります」

O 最高裁判決(2017年12月)

「上記の財源についての仕組み(NHKの事業運営の**財源を受信料によって賄う仕組み**)は、 特定の個人、団体又は**国家機関等**から**財政面での支配や影響**が原告(NHK)に**及ばないよう**にし、**現実に**原告(NHK)の放送を**受信するか否かを問わず、**受信**設備を設置する**ことにより原告(NHK)の放送を受信することのできる環境にある**者に広く公平に負担を求める**ことによって、原告(NHK)が上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すものにほかならない。」

※()書は総務省が追記

放送法制定時の検討経緯

○ 我が国の放送法では、「日本放送協会がここに何らかの法律的な根拠がなければ、<u>その聴取料(現受信料)の徴収を継続していくこということが、おそらく不可能になる</u>だろうということは予想される」のであり、「強制的に国民と日本放送協会の間に、聴取契約(現受信契約)を結ばなければならないという条項が必要であること」から、受信契約の締結義務を採用している。

(昭和25年2月衆議院電気通信委員会における電波庁長官答弁)

○ 放送法の検討過程においては、「当初、受信機を設置する場合には、逓信省への届け出が必要であり、それとともに<u>受信料の支払い義務が発生するという案が示された</u>」ものの、「GHQの方針のもと、受信機設置の国への届け出の義務がなくなり、受信契約についても、受信機設置によって即契約が成立するものから、日本放送協会と受信者の間の契約義務が発生するものへと変化」するとともに、「<u>受信料確保のための強制措置という要素を極力減らし、あくまでも受信者と日本放送協会との「契約」を重視するという方向に内容が変化」している。</u>

(村上聖一「放送法・受信料関連規定の成立過程~占領期の資料分析から~」(放送研究と調査、平成26年5月))

「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告書(平成18年6月6日)概要

(受信料制度の改革)

公共放送の維持のためには、不祥事の続発の結果生じた大規模な受信料不払いの問題を解決することが必要不可欠である。また、大量の受信契約の未契約等のまま視聴する事例が余りに多い現状を看過することはできない。

そのためには、上述の様々なガバナンス強化やチャンネルの削減、組織のスリム化等の措置によりNHKの公共性を絞り込んだ上で、過大な水準にある受信料徴収コストを出来る限り削減するとともに、現行の受信料を大幅に引き下げ、NHKの再生に対する国民の理解を得ることが必要である。それを前提に受信料支払いの義務化を実施すべきである。その後更に必要があれば、罰則化も検討すべきである。

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)

(NHK関連)

・NHK内部の改革を進めた上で、<u>受信料引き下げのあり方、受信料支払いの義務及び外部情報の活用</u>についての検討を早急に行い、必要な措置を取る。その後、<u>更に必要があれば、罰則化も検討</u>する。

受信料支払義務化の見送り

(菅総務大臣閣議後会見(平成19年3月23日)抜粋)

・NHKが、<u>受信料引き下げも視野に入れた経営計画を本年の9月に提出するという状況</u>下においては、受信料支払義務化だけ先行することは、到底、国民の理解を得られない。

現状

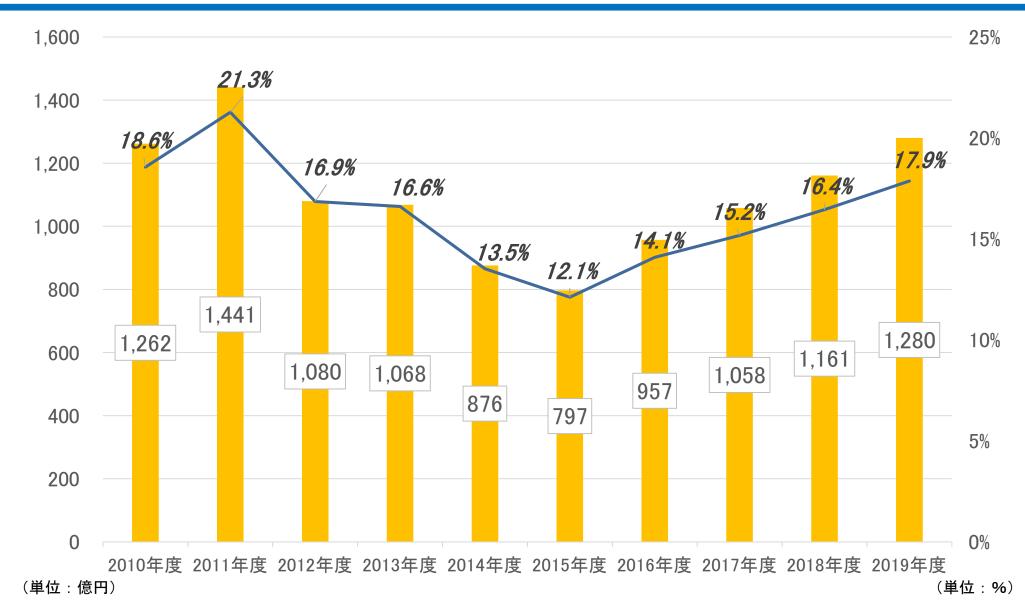
- NHKの繰越剰余金は、2014年度の876億円(事業支出で13.5%)から2019年度には 1,280億円(事業支出比で17.9%)と増加傾向にある。
- 「NHK経営計画(2021-2023年度)(案)」における収支見通しを勘案すると、2023年 度末の繰越剰余金は約880億円(同年度の事業支出見通し6,850億円比で12.9%)の見込み となっている。

NHKの要望

○ 繰越剰余金のうち一定部分を、受信料に還元するための積立金とすることを検討中。

課題

- 受信料制度について、負担の公平性確保のための制度改正を行うのであれば、受信料 収入が改善した場合には、視聴者に対し、受信料を通じた還元を確保することが必要では ないか。
- 繰越剰余金の一定部分を受信料還元の目的の積立金とする場合、受信料への適切な還元 を確保するため、積立金を可能とするだけでなく、積立てや還元実施の基準・時期等、 一定の基準に基づき受信料への還元が確実に実施される仕組みを導入することが必要では ないか。
- 一方で、安定的な経営の観点から、一定程度の繰越剰余金額の留保は必要ではないか。



──繰越剰余金 ──事業支出に対する繰越剰余金の割合

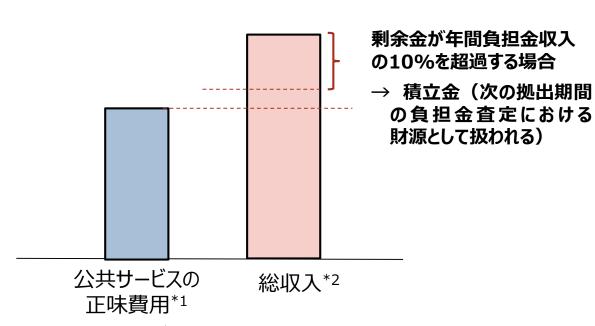
「総務省の基本的考え方」に関する日本放送協会の検討結果について(2019.12.8)

- <u>受信料の値下げを確実かつ適切に実施</u>し(負担軽減策とあわせて422億円規模、2018年度の受信料収入の6%相当を還元)、支出の見直しを図ることにより、<u>財政安定のための繰越金を適正な水準</u>(欧州連合では公共放送の財源として支出の10%程度とするガイドラインを定めているが、日本の場合はこれに地震等の災害リスクが高いことを追加要素として勘案し設定することが必要)に管理していく。
- 〇 世帯数の減少局面を迎える中、公平負担の徹底を図る一方で、<u>事業規模の適正水準での</u> <u>管理</u>を進め、中長期の事業計画や収支見通しをふまえながら、<u>適正な受信料の在り方を</u> <u>引き続き検討</u>する。
- ※1『「NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」に関する 日本放送協会の検討結果について』
 - https://www.nhk.or.jp/net-info/data/document/standards/191209-01-kentoukekka.pdf
- ※2 着色及び下線の各箇所は、第2回公共放送の在り方に関する検討分科会NHK提出資料による。

- 〇 ドイツにおける公共放送負担金の金額は、4年ごとに、公共放送機関が申請した負担金額を、KEF(放送機関の財政需要の審査及び確認のための委員会)が審査し、各州政府に答申される。各州政府が答申に合意しない場合には、明確な理由を示す必要がある。
- 〇 放送財源州間協定において、公共放送の剰余金が負担金収入の10%を超える場合は 積み立て、次期の負担金算定の際の財源に充てることが規定されている。

【放送財源州間協定における規定(要点)】

- ●総収入が、その使命を果たすために発生した 支出の総額を超える場合、超過額を有利子 で運用(第1条(4))
- ●年間負担金収入の10%を超える場合には、 積立金とする(同)
- 拠出期間終了時の剰余金は、次の拠出 期間の財源に充当される(第3条(2))



- *1 公共サービスを提供するのに必要なコスト(公共サービスに関係しないコストは含まない)
- *2 営利サービスやその他の収入も含めた総収入(公共サービス以外の収入も含む)

経緯

- 1975年、<u>公共放送の受信料額の値上げ申請を審査し、改定額の答申を出すために、</u> 放送機関の財政需要の審査及び確認のための委員会(KEF)が設立された。
- KEFは各州から1名ずつ指名された委員計16名によって構成され、「放送州間協定」に基づき、公共放送の資金需要を調査し、必要な受信料/負担金の水準について算定することを目的とする機関。
- KEFには、必要な受信料/負担金の算定に当たり、<u>①公共放送事業者の機関・組織としての存続を保障すること、②各公共放送事業者の将来の発展を可能とするだけの財源を保障すること</u>を義務として課せられている。
- 設立当初、KEFの決定には法的拘束力がなかったことから、各州の首相が受信料額を KEFの答申よりも低い水準にする等、政治利用されることが常態化されていた。これを 受け、1994年には、連邦憲法裁判所が、従来の受信料額決定手続について、公共放送の 財源決定権を恣意的に濫用し、憲法に基づく公共放送の使命の達成を脅かす危険性を はらんでいるとして、違憲であると判断。(第1次受信料判決)

経緯

- 1994年の第1次受信料判決を受け、1996年には「放送財源州間協定」が締結され、 受信料額の決定プロセスについて、以下のとおり制度化された。
 - ①公共放送機関は、4年間の期間を設定し、各期間の財源需要額をKEFに申請する。
 - ②KEFは、公共放送から申請のあった財源需要額を基に、
 - サービス計画が法律上の業務範囲を逸脱していないか
 - ・ 資金計画が経済的運用と経費削減の原則にかなっているか
 - ・合理化の余地がないか

等の観点から審査し、4年間の財源額を確定する。

- ③財源額に基づき、受信料の値上げの必要性、値上げ額及び時期について答申を行う。
- ④各州政府は、KEFの答申に基づき合意するか、合意しない場合には、その理由を 明確化する。
- ⑤各州政府は、値上げ額について、批准又は否決する。
- KEFの答申には原則合意することとなっているところ、2005年から2008年までの受信料額について、各州政府が受信料額の値上げ幅を、KEF答申より抑えたことについて、2007年、連邦憲法裁判所は、州首相はKEF答申額を引き下げる必要性について客観的な証明ができておらず、また、メディア政策的意図を受信料額決定に持ち込んだ疑いがあるとして、違憲であると判断。(第2次受信料判決)

■ 放送機関の財政需要の審査及び確認のための委員会(KEF)が、各公共放送事業者 から財政需要についての申請を受け、4年毎に出す報告書の中で、各公共放送事業者の 財源需要を算定(需要査定)及び負担金料額の算定を行う。

需要査定

- ・各公共放送事業者が作成する4年ごとの4ヵ年の経営計画及び財政需要額の申告を元に、支出内容を以下の4つに分ける。これらは、過去の実績値があり算定式も用意している。
 - ①プログラム支出(番組調達費)
 - ②番組放送費用(BSやCATVなど)
 - ③人件費(年金を含む)
 - ④物件費 (建物の暖房費等)
- ・新規の大型投資や新たなサービスを始める時には、新たな算定式を適用する。
- ・放送事業者の経営努力による生産性向上も勘案し、最終的な財政需要を導き出 す。
- ・財政需要決定後も、算定された値と現実の値との差を2年ごとに比較し、需要額 を補正する。
- 番組内容など個別のサービス内容の是非ではなく、番組調達費全体のコストが 適正に推移しているかを査定する。

- ・各公共放送機関の負担金の支払い者数や、広告収入やその他収入(番組販売、 資本収入等)等の収入規模を勘案し4年間の推移を予測する。(公共放送の適切 な広告収入額等について判断することなく、収入の予測算定のみを行う)
- ・収入予測を踏まえて負担金料額算定を行う。

現状

- 放送法において、NHKの出資については、資金が受信料で賄われていることから、 総務大臣の認可が必要となっている。
- 出資の対象は法律又は政令で定められるNHKの業務と密接に関連するものに限られて いる。
- NHKでは、経営委員会の内部統制議決において、子会社又は関連会社が政令で定める 範囲の業務を営むことを原則とすることを定めている。
- NHKから出資を受けた、子会社の数は、平成12年度の38社から令和2年4月には11社 に減少。この他、最近5年間で、2件の出資認可が行われている。

NHKの要望

- グループ力を強め、業務の合理化を加速できるようにするため、中間持株会社を設置したい。
- 主要な子会社数社から持株会社の傘下に移行する。

課題

○ 現在の放送法におけるNHKの出資の認可は、直接出資を対象としており、間接出資を 想定していない。このため、NHKが中間持株会社を設立する場合、NHKの出資の必要 性や業務密接性の確保が間接的なものとなることから、この確保の在り方について制度的 担保が必要ではないか。

ヒアリングでのNHK回答

(第7回)

- ガバナンス強化や重複業務の整理などについて、より効率的、機能的にスピード感をもって対応できるのではと考えておりまして、どのような形を取り入れるかについて検討、研究しております。ここ数年、子会社の合併を進めてきましたが、時間やコストがかかるという課題もあり、グループ全体として効率的、効果的に機能が発揮できる在り方を追求していきたいと考えています。
- 管理面や、重複した業務を整理、統合していくのにどういう効果があるのか、全体の構造改革を進めていく上で、関連団体、関連子会社の役割や委託の量などを見直していくということが必要になってくると思います。そうしたことに、より強力なリーダーシップを執りながら進めるための1つの可能性として検討、研究をしているというところであります。

(第9回)

- グループ経営改革では、新たに中間持株会社を設けたいと思います。単純に子会社同士を合併するという今までの手法では、時間とコストがかかる割に統合効果が十分発揮されないという問題がございます。民間でも活用されております中間持株会社を置くことで、グループのグリップ力を強め、業務の合理化を加速できると考えております。
- まず、主要な子会社数社から持株会社の傘下に入れることをイメージしております。 持株会社体制への移行を核としたNHKグループ改革を実現可能とするためには、放送法 の一部改正をお願いすることになると思います。

- ●放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) (抄)
 - (外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)
- 第二十一条 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社(協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第百九十一条第二項において同じ。)として保有しなければならない。
 - 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。
 - 二 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

2 · 3 (略)

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資)

第二十二条 協会は、前条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか、第二十条 第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、 収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、国立研究開発法人宇宙航空研究 開発機構、国立研究開発法人情報通信研究機構及び第百四十条第二項に規定する指定再放 送事業者その他第二十条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行 う者に出資することができる。

(出資の対象)

- ●放送法施行令(昭和二十五年政令第百六十三号)(抄)
- 第二条 法第二十二条に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。
 - 一 協会の委託により、放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に 必要な施設を建設し、若しくは管理する事業
 - 二 協会に対し、放送番組の制作に必要な装置又は放送に必要な施設を供給する事業
 - 三 法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備を協会の法第十五条に規定する国内基幹放送 の業務の用に供する事業
 - 四 協会の委託により、又は協会と共同して、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を 行う事業
 - 五 協会の委託により、受信料の徴収に関する業務又は協会の業務に係る情報の処理に関する業 務を行う事業
 - 六 協会が放送をすることを主たる目的とする公開演奏会その他の催しを主催する事業
 - 七 協会の委託により、放送の普及発達に必要な周知宣伝又は出版を行う事業
 - 八 協会の委託により、放送番組の編集に必要なニュース及び情報を収集し、又はこれを協会以 外の者と交換する事業
 - 九 協会の委託により、放送番組及びその編集上必要な資料を基幹放送事業者(協会及び学園を除く。)又は基幹放送局提供事業者の用に供し、若しくは外国放送事業者に提供し、又は協会の調査研究の成果を一般の利用に供する事業
 - 十 協会の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、若しくは頒布し、又はこれを 有線送信する事業(次号及び第十二号に掲げるものを除く。)

- 十一 法第二十条第二項第二号に規定する放送番組等(次号において「放送番組等」という。)を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業(放送に該当するものを除く。)
- 十二 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提 供する事業
- 十三 協会の放送設備を使用してテレビジョン多重放送を行う事業
- 十四 次のいずれかに該当する業務に係る事業
 - イ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(以下この号において「機構」という。) が行う株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成二十七年法律第三十五号。以 下この号において「機構法」という。)第二十三条第一項第八号に掲げる業務であつて、 機構の委託により、協会が対象事業(機構法第二条第二項に規定する対象事業をいう。以 下この号において同じ。)を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者の派遣を行う もの
 - ロ 機構が行う機構法第二十三条第一項第十七号に掲げる業務であつて、協会の委託により、 対象事業を行い、又は行おうとする事業者(外国放送事業者に該当するものに限る。)に 対し、協会がその放送番組及びその編集上必要な資料を当該事業者に提供することについ てのあつせんを行うもの
 - ハ 機構が行う機構法第二十三条第一項第十七号に掲げる業務であつて、機構の委託により、 協会が対象事業を行い、又は行おうとする事業者(外国放送事業者に該当するものに限 る。)の放送に従事する者の養成を行うもの

子会社11社(R2.4.1現在)

- ・(株)NHKエンタープライズ
- ・(株)NHKエデュケーショナル
- (株) NHKグローバルメディアサービス
- (株) 日本国際放送
- (株) NHKプロモーション
- (株) NHKアート
- ・(株)NHKテクノロジーズ
- ・(株)NHK出版
- ・(株)NHKビジネスクリエイト
- ・ (株) NHK文化センター
- ・NHK営業サービス(株)

最近の出資認可の状況

(直近5年)

- ・平成28年7月 (株) JICT (海外通信・放送・郵便事業支援機構) に増資(政令14号)
- ・令和2年1月 JOCDN(株)に出資(政令10号)

現状

- NHKの民間放送事業者との連携に関しては、放送法において、
- ①放送及びその受信に必要な調査研究を行い、その成果をできる限り一般の利用に 提供すること
- ②民間放送事業者のインターネット活用業務と同様な業務の円滑な実施の協力の努力義務 が定められている。
- NHKは、「NHK経営計画(2021-2023年度)(案)」において、音声認識字幕システム やリアルタイムの手話CGの生成などの研究開発を推進するほか、日本の放送・メディア 産業や人材を維持・育成する取り組みを積極的に支援することとしている。

一般社団法人日本民間放送連盟の要望

- 受信料は、放送文化全体の発展のために裨益する使い方があってしかるべき。
- 放送ネットワークの維持など、放送サービスの維持又は向上に係る部分については、 条件不利地域のユニバーサルサービス維持の観点から、NHKがより多く負担するなど があっても良いのではないか。

課題

○ NHKと民間放送事業者との連携について、国民が多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、特にへき地における放送ネットワークの維持・管理などにおいても、NHKと民間放送事業者の協力が、より促進されていくことが望ましいのではないか。

●放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)(抄)

(業務)

第二十条

- 1 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - 一 (略)
 - 二 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。
 - 三 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又 は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による 外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

四•五 (略)

$2\sim 5$ (略)

6 協会は、第一項第三号の業務を行うについて、放送に関係を有する者その他学識経験を 有する者から意見の申出があつた場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達 に寄与するものであり、かつ、同項及び第二項の業務の遂行に支障を生じないものである ときは、これを尊重するものとし、同項の業務による成果は、できる限り一般の利用に 供しなければならない。

$7 \sim 13$ (略)

- 14 協会は、第二項第二号の業務を行うに当たつては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。
- $15 \sim 19$ (略)

一般社団法人日本民間放送連盟からの意見

- 第8回資料8-2-1 「公共放送の在り方に関する検討分科会」抜粋
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する社会・経済活動の制約により、民放事業者の経営にも影響が生じている。厳しい環境においても、地域に根差した情報発信や地域社会の維持・発展など、民放事業者がその社会的役割を果たし続けるため、NHKには放送全体の発展に寄与する取り組みを一層進め、民放事業者との協力関係を深めていただくことが重要である。
- 受信料制度のあり方の検討にあたっては、日本の放送が公共放送と民間放送の二元体制で 発展してきたことを踏まえ、放送全体の発展のためにどのように受信料が使われるべきかという 視点で議論いただくことを期待する。

第8回会合議事要旨抜粋

- 親局・中継局・ミニサテ局で構成される放送ネットワークはNHKとの共同建設が進んでおりますが、その維持コストは非常に重たいものとなっております。特に数十から数百世帯をカバーするミニサテ局の場合、以前はNHKがアンテナや鉄塔など共用部は無償で民放に提供してくれておりましたが、地デジの際に波数に応じた負担、つまり民放側がより多く費用負担をすることとなりました。数年すると更新の時期となりますが、これなどは条件不利地域へのユニバーサルサービスの維持という発想で、受信料財源を持つNHKがより多く負担するという考え方も成り立つのではないでしょうか。
- NHKと民放は放送波という同じプラットフォーム、同じ船に乗る存在というわけです。 (中略)当たり前といえば当たり前ですが、テレビはNHKの番組だけを見るためのものでは ありません。そうであれば、NHKの受信料は民放も含めた放送文化全体に裨益する使い方が あってしかるべきではないでしょうか。